

入札参加者各位

前払金の使途拡大について

このたび、地方自治法施行規則の一部を改正する省令が平成 28 年 5 月 27 日付で公布・施行されました。

これを踏まえ、本市で発注する建設工事につきましても、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 使途拡大内容

前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。(これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 となります。)

2 対象となる工事

平成 28 年 9 月 1 日以降の入札公告及び指名通知分から適用します。
(平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日までに契約したものについては、契約課までご相談ください。)

3 工事請負契約約款の改正(抜粋)

新	旧
(前払金の使用等) 第 37 条 請負人は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、 <u>仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施行に要する費用</u> に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。 <u>ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施行に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金の総額の 100 分の 25 とする。</u>	(前払金の使用等) 第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、 仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料 に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

4 その他

国土交通省においては、同様の取扱いを平成 28 年度に限った特例措置として実施しているところですが、今後の実施状況によっては、本市についても適宜、取り扱いを見直すこととします。

以上